

訪問看護利用料金(医療保険利用時)

訪問看護利用料金(医療保険利用時)

保険の種類によってご負担額が異なります。

老人医療受給者証及び高齢者医療受給証	1 割又は 2 割
健康保険	各種負担割合による
その他保険	各種負担割合による

基本利用料金

週 3 日まで 5,550 円 4 日目以降 6,550 円 (正看護師・理学療法士)

週 3 日まで 5,050 円 4 日目以降 6,050 円 (准看護師)

- 緊急訪問看護加算 2,650 円
- 難病等複数回訪問加算 2 回 4,500 円 3 回以上 8,000 円
- 訪問看護基本療養費 1,600 円
- 延長時間加算(3 時間以上 8 時間まで 1 時間 400 円)
- 特別地域訪問看護加算 (基本療養費の 50%)

訪問看護管理療養費

月の初日 7,400 円 2 日目以降 12 日まで 2,980 円

- 退院時共同指導加算 (1 月につき) 6,000 円
- 在宅患者連携指導加算 (1 月につき) 3,000 円
- 在宅患者緊急時カンファレンス加算 2,000 円(月 2 回まで)
- 24 時間連絡体制加算 (1 月につき) 2,500 円
- 24 時間対応体制加算 (1 月につき) 5,400 円
- 重症者管理加算 (1 月につき) 5,000 円
 - 在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理
 - 気管カニューレを使用している状態
 - 留置カテーテル使用している状態
- 上記以外の重症者管理加算 (1 月につき) 2,500 円

訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 (1 月につき) 1,500 円

訪問看護ターミナルケア療養費

主治医との連携 20,000 円

上記金額に負担率を乗じた金額が自己負担額となります。

訪問回数は、週 3 回まで 1 回につき 1 時間 30 分以内です。

身体障害者の医療受給者や特定疾患の医療受給者など、公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。